

鹿児島情報高等学校 校則等

建学の精神

明治維新に先駆けて、科学技術の摂取に努めた薩摩の科学的精神を偲び、戦後工業立国を目指す国の要請にこたえるために、科学的知識と技術を習得させ、志操堅固にして責任感の強い、誠実勤勉な産業人を育成する。

校 訓

誠	実	われわれは誠実を心とし、良心に恥じない言動をします。
勤	勉	われわれは勤勉を心とし、学業の修得に精励します。
責	任	われわれは責任を心とし、必ず業務を遂行します。
礼	儀	われわれは礼儀を心とし、服装容儀を正しくします。
友	愛	われわれは友愛を心とし、お互いに人格を尊重します。

教育方針

教育基本法に則り、建学の精神と校訓を踏まえて、科学的知識と技術を体得させるとともに、人間教育に徹して社会に貢献する有能な人材を育成する。

そのために、生徒の個性や能力の開発・向上の工夫に努め、国家資格の取得や確かな知識・技術の習得を奨励して、高校生活に対する目標と意識を自得させ、ひいては学業生活の充実を図る。

鹿児島情報高等学校校歌

山之口 康人 作詞

齊藤 正浩 作曲

mp *mf*

れ き し も ふ か き さ つ ま じ の か
し お さ い か お る き ん こ う わん こ
ほ む ら し ず か に さ く ら じ ま ゆ

mp

わ も に は ゆ る ま な ー び や を
う が く の と も つ ど ー い き て
う あ い し か と む ー ね ー に ひ め

mp *mf*

せ い つ ー こ こ ー に う ー け ー つ ぎ て じ
ま い じ の ー み ち ー を き ー ん ー ベ ん に せ
れ い ぎ を ー つ ね ー に む ー ね ー と し て わ

mf

り つ の さ ん か つ く ー る そ の あ ー
き に ん お も く は げ ー む そ の あ ー
か き い の ち の も え ー る そ の あ ー

f

あ ー き ぜ ん と ー し ー め ー い お う
あ ー さ き が け の わ ー ざ ー み が く
あ ー せ か い の そ ー ら ー か け る

f

か ご し ま じ ょ う ほ う ほ こ ー り あ れ
か ご し ま じ ょ う ほ う の ぞ ー み あ れ
か ご し ま じ ょ う ほ う さ か ー え あ れ

三

二

一

鹿児島情報高等学校校歌

鹿児島情報	ああ世界の	若き命の	礼儀を常に	友愛しかと	炎静かに	鹿児島情報	ああ先駆けの	責任重く	真理の道を	好学の友	潮騒薫る	鹿児島情報	ああ毅然と	自律の傘下	誠実ここに	川面に映ゆる	歴史も深き	薩摩路の
栄光あれ	空翔ける	燃える学	園の	胸に秘め	桜島	希望あれ	技術磨く	励む学園	勤勉に	集い来て	錦江湾	誇りあれ	使命負う	創る学園	受け継ぎ	学舎を	薩摩路の	

本校の沿革概要

- 昭和 30. 9. 15 無線通信士、無線技術士養成の目的を持って、現在地に南九州無線電信
電話専門学校設立、設立者原田幸孝、伊地知四郎校長就任
30. 10. 28 各種専門学校として鹿児島県知事認可
34. 10. 20 学校法人原田学園認可、原田幸孝理事長に就任
35. 4. 1 鹿児島電波工業高等学校開校、電気通信科開設
36. 4. 1 電気科増設
38. 4. 1 鹿児島電子工業高等学校と校名を改称、機械科増設、電気通信科を電子
科と科名改称
41. 4. 1 学校法人鹿児島原田学園と学園名を改称
43. 4. 1 自動車科を増設
43. 12. 26 福岡陸運局より普通・小型自動車分解整備事業認証
44. 12. 17 通商産業省より第 1 種養成施設、第 3 種自動車整備士の実技試験免除
認定校として認定
46. 4. 1 情報技術科の増設
51. 3. 25 学校法人原田学園と学園名を改称
61. 4. 1 電子機械科増設、機械科募集停止
61. 11. 27 ロボットシステム教育機器導入披露式典举行
62. 6. 28 大型屋内多目的プール竣工式举行
63. 12. 10 大型汎用コンピュータ披露式典举行
- 平成 3. 4. 1 鹿児島情報高等学校と校名を改称。電子科・情報技術科・電気科を廃止
し、情報電子科・情報システム科・情報処理科に再編、自動車科を自動
車工学科と改称
5. 4. 1 電子機械科をロボット工学科と改称
9. 11. 28 原田学園コンピュータテクニカルセンター落成記念式典举行
10. 4. 1 医療福祉科増設
12. 3. 23 原田理幸理事長に就任
12. 10. 28 新校舎（本館 8 階建・3 号館 4 階建）落成記念式典举行
13. 4. 1 マルチメディア科増設
16. 4. 1 e-ブレップ科増設
17. 4. 1 情報電子科とロボット工学科を合併してメカトロニクス科を再編、プレ
ップ科、普通科を増設
17. 10. 15 創立 50 周年式典記念式典举行・「飛翔の門」設置
19. 3. 25 女子寮「ソレイユ」（4 階建）新築工事竣工
19. 12. 15 自動車専攻科並びに男子寮「プルミエール」（8 階建て）新築工事竣工
20. 4. 1 自動車専攻科増設

- 21. 4. 1 文部科学省の平成 21年～23年度英語教育改善のための調査研究学校に指定される
- 24. 1. 5 5代校長 田ノ上寿俊 就任
- 25. 12. 25 iMac45 台を含む137 台更新
- 26. 6. 1 鹿児島プロスポーツプロジェクトとクラブユース連携
- 27. 3. 31 オールウェザーグラウンド完成(110m×5 レーン [傾斜付 1 レーン含む])
- 27. 4. 1 6代校長 新納武彦 就任
- 27. 10. 20 創立 60 周年
- 29. 4. 1 原田学園 2 代理事長 原田理幸 学園長就任
- 29. 4. 1 原田学園 3 代理事長 原田賢幸 就任
- 30. 4. 1 医療福祉科 募集停止
- 令和 1. 5. 1 iMac45 台パソコン更新 (iMac 計3 教室135 台)
- 2. 4. 1 自動車専攻科 募集停止 鹿児島キャリアデザイン専門学校自動車整備科へ移設
- 2. 5. 1 ICT機器(iPad)を全1年生に配布開始
- 3. 5. 1 iMac4教室計180台設置
- 4. 5. 1 ICT機器(iPad)を全学年に配布完了
- 4. 4. 24 メカトロニクス科1年にMicrosoft Surfaceを配布開始(他の学科はiPadを配布)

校 時 表

A校時(平常)

曜 日	月 ~ 金	
職員朝会	8:10 ~ 8:25	15分
S・H・R	8:30 ~ 8:40	10分
1 時限目	8:45 ~ 9:35	50分
2 時限目	9:45 ~ 10:35	50分
3 時限目	10:45 ~ 11:35	50分
4 時限目	11:45 ~ 12:35	50分
昼 食	12:35 ~ 13:20	45分
清 掃	13:20 ~ 13:30	10分
5 時限目	13:35 ~ 14:25	50分
6 時限目	14:35 ~ 15:25	50分
7 時限目	15:35 ~ 16:25	50分
終 礼	6 限授業クラス 15:25~15:30	7 限授業クラス 16:30~16:35
S B 発車	16:45	

B校時(5分短縮)

曜 日	月 ~ 金	
職員朝会	8:10 ~ 8:25	15分
S・H・R	8:30 ~ 8:40	10分
1 時限目	8:45 ~ 9:30	45分
2 時限目	9:40 ~ 10:25	45分
3 時限目	10:35 ~ 11:20	45分
4 時限目	11:30 ~ 12:15	45分
昼 食	12:15 ~ 13:00	45分
清 掃	13:00 ~ 13:10	10分
5 時限目	13:15 ~ 14:00	45分
6 時限目	14:10 ~ 14:55	45分
7 時限目	15:05 ~ 15:50	45分
終 礼	6 限授業クラス 15:00~15:05	7 限授業クラス 15:55~16:00
S B 発車	16:10	

C 校 時

曜 日	月 ~ 金	
職員朝会	8:10 ~ 8:25	15分
S・H・R	8:30 ~ 8:40	10分
1 時限目	8:45 ~ 9:35	50分
2 時限目	9:45 ~ 10:35	50分
3 時限目	10:45 ~ 11:35	50分
4 時限目	11:45 ~ 12:35	50分
昼 食	12:35 ~ 13:20	45分
5 時限目	13:25 ~ 14:15	50分
6 時限目	14:25 ~ 15:15	50分
7 時限目	15:25 ~ 16:15	50分
清掃 終礼	6 限授業クラス 15:15~15:35	7 限授業クラス 16:15~16:35
S B 発車	16:45	

D校時(定期考査)3 限目

曜 日	月 ~ 金	
職員朝会	8:10 ~ 8:25	15分
S・H・R	8:30 ~ 8:40	10分
1 時限目	8:45 ~ 9:35	50分
2 時限目	9:50 ~ 10:40	50分
3 時限目	10:55 ~ 11:45	50分
清 掃	11:45 ~ 11:55	10分
終 礼	12:00 ~ 12:05	5分
S B 発車	12:25	

悪天候等緊急時の登校規定について

本校生徒の通学範囲は広範囲であり、交通手段がそれぞれ異なるため、台風・大雨・大雪などで交通機関に支障が生じ、登校が困難になることがあります。その場合は、以下の登校規定に従ってください。

1 公共交通機関（鉄道・市電・市バス・民間バス・フェリー）を利用する生徒について

自宅を出る時点で利用する公共交通機関が運休の場合は自宅待機とし、8:30 に Google Classroom で担任・副担任と連絡を取り指示を受けること。

2 徒歩・自転車・保護者送迎等で登校する生徒について

自宅を出る時点で大雨・大雪により、登校が危険または困難であると保護者が判断した場合は自宅待機とし、8:30 に Google Classroom で、担任・副担任と連絡を取り指示を受けること。

3 S B利用生徒について

悪天候時（大雨・台風・雪等）や急なバスのトラブルでS Bが運行できない場合や大幅に出発が遅れる場合は BLEND にて連絡をします。バスの位置情報については、J O H Oバスナビにて確認してください。

なお、S Bが運休の場合は自宅待機とし、8:30 の Google Classroom で、担任・副担任と連絡を取り指示を受けること。

4 台風等で登校困難が想定される場合は、気象予報を確認しながら緊急連絡を配信するので、定期的に BLEND で確認をすること。

5 緊急連絡送信について

生徒全員（学年別・全学年）に共通の連絡（休校、登校時間変更、オンライン授業、その他）の場合は、BLEND の「生徒連絡・保護者連絡」で配信しますので、確認してください。

生徒心得

本校の生徒は学則並びに諸規定を遵守し、本校生徒としての本分を全うしなければならない。

(礼儀)

1. 本校教職員その他長上に対してはもちろん生徒相互間においても常に敬愛の念を持って礼儀を正しくすること。
2. 生徒相互間においては真心を持ち相手を尊重すること。
3. 服装は学校所定のものを着用し、常に身だしなみ 3 原則を重んじ、生徒としての面目を失わないように努めること。
4. 服装についての規定は別に定める。

(教室)

5. 屋内では常に静粛に過ごすこと。
6. 授業の始めと終わりに学級委員の合図によって教師に対し一同起立して礼をすること。
7. 授業中、出入するときは、教師の許可を受けて静粛に行うこと。
8. 屋内は丁寧に清掃し、常に整理整頓に努めること。

(会合、その他)

9. 生徒間において、次の諸事項を実施する場合は、事前にその計画書を作成し校長に願い出て、許可を受けなければならない。また、校内の選挙運動・政治活動については一切禁止とする。
 - (1) 新聞、雑誌等の印刷物を発行する場合
 - (2) 掲示、広告等をなす場合
 - (3) 学校内外を問わず集会を行う場合
 - (4) 新たな会を結成する場合
 - (5) 学校外の諸団体に加入する場合
 - (6) 校舎又は学校備品を使用する場合
 - (7) 生徒間で署名活動をする場合

(考査)

10. 考査時間中は忠実厳正な態度で臨み最後まで全力をつくさなければならない。
11. 不正行為をした者は考査を中断し、考査監督の指示に従う。
12. 考査中の退出は、特に許された場合のみ退出しても良い。

(火災の防止)

- 1 3. 火気、電気については特に注意し、火災防止には最善の努力を払うこと。学校内においては許可なくライターやその他の発火物を所持してはならない。

(器具物品の取扱)

- 1 4. 建物・器具機械は大切に扱うこと。破損又は紛失したときは弁償しなければならない。
- 1 5. 貸与品は大切に保管使用し、他人に転貸してはならない。また、卒業・休学・退学の場合は全て返納すること。

(願届書)

- 1 6. 欠席又は欠課するときには事前にその事由を学級担任に報告すること。なお病気や欠席 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付すること。
- 1 7. 留学・休学・復学・転学・退学するとき、その事由を明らかにして学級担任を経て校長に願い出て許可を受けること。
- 1 8. 下宿又は間借をする者は、学級担任を経て校長に届け出ること。
- 1 9. 本人・保護者・保証人の身分住所に異動があったときは学級担任を経て校長に届け出ること。
- 2 0. 学校外での国家試験その他の試験を受けるときは学級担任に願い出て許可を受けること。止むを得ぬ事情のため宿泊を要する旅行をする場合はその事由を明らかにして学級担任他各所に願い出て許可を受けること。
- 2 1. アルバイトについての規定は別に定める。

(その他)

- 2 2. 生徒は常に校内の放送・掲示に注意すること。
- 2 3. 飲酒・喫煙につながる関わりやそれらを助長する疑わしき行為等はしない(※ノンアルコール飲料や電子タバコ等の摂取も含む)。また、自分の身を危険にさらすような付き合いはしない。
- 2 4. 8 時 2 5 分までに着席する。
- 2 5. 家族近親に不幸があった場合の忌引日数は次の通りとする。

父母	7 日	叔父叔母	1 日
祖父母	3 日	従兄弟姉妹	1 日
兄弟姉妹	3 日	曾祖父母	1 日

生徒服装規程

本校の教育目標並びに教育方針に従って、生徒の服装を次の通り規程する。
式典等の学校行事、進路試験等の際は、正規の服装とする。

1 頭髪

P 1 2 の「身だしなみ 3 原則」を参考とする。

2 制服

- (1) 学校指定の制服とする。
- (2) 制服は絶対に改造しない。
- (3) 使用（更衣）期間は定めない。

3 靴（くつ）

通学用靴は、白の運動靴または黒の革靴、学校指定の体育用外靴とする。ヒールの高い革靴やハイカットシューズは禁止する。

4 ベルト

本校指定のベルトを使用する。

5 インナー

白以外にも単色は許可。ただし、シャツの上からインナーの色がはっきり分かるものは不可。

メーカーのロゴ、イラストはワンポイントまでとし、透けて見えるものは不可。
制服からはみ出すものは不可。

6 かばん

本校指定のかばんを使用する。 但し、部活動等で統一した校名・部活動名等が入っているものについては許可する。補助かばんは、高校生にふさわしく華美でなく、安全で持ちやすいものとする。

注) 登校日（テスト、補習を含む）は、校則に合った本校指定かばんを必ず持ってくる
こと。

7 運動服

夏は学校指定のハーフパンツとポロシャツとする。

冬は学校指定のジャージとする。

8 運動帽子

本校指定の運動帽子を着用する。

9 運動靴

本校指定の運動靴を使用する。

10 実習服

本校指定の実習帽と実習服を着用する。

11 くつ下

- ・黒紺白（スラックス着用の場合はグレーを許可）で無地。
- ・メーカーロゴなどのワンポイントは認める。
- ・タイツは黒のみ許可し、ストッキングの着用は認めない。
- ・靴下はくるぶしの上より膝下までとする。

12 雨傘

華美でないものを使用し、自転車通学生はレインコートを着用する。

13 コート・マフラー

- ・コートについては、黒を基調とした華美でないものとする。（部活指定のジャージも可）
- ・マフラーやネックウォーマの使用は認めるが、華美でないものとする。
- ・コート、マフラー、ネックウォーマの使用は登下校時のみ許可する。

14 この規程は、令和4年12月6日から実施する。

「気づき・考え・実行する」ための「身だしなみ3原則」

生徒「指導（させる）」から、生徒「支援（支える）」へ

「身だしなみ」というのは、相手（仲間）に不快感を与えないように（お互い気持ちよくするように）気を遣うことをいいます。誰もが安心していられる学校の大原則です。

鹿児島情報高校は谷山地域（鹿児島市）に根差した学校です。また、探究活動、進学や就職、生徒会活動や部活動では多くの県民の皆様に応援いただいています。皆さんは「鹿児島情報高校」をそれぞれ背負って行動しています。もちろん、普段の登下校でもそうです。

情報生としてのプライドを持ち、鹿児島情報高校のイメージを壊すような「身だしなみ」で、周囲に不快感や違和感を与えないようにすることが大切なことなのです。そのため、「**清潔感**」「**機能性**」「**品位（誇り）**」の**3原則**のポイントを押さえ、**気づき・考え・実行**してください。

1 「清潔感」

「身だしなみ」とは、簡潔に言い表せば「相手（仲間）に不快感を与えない服装やふるまい（言動）」という意味を持ちます。具体的な要素としては、相手に不快感を与えないために最も重要なのが「清潔感」です。清潔感のある身なりをすることは、社会のマナーであると同時に向き合う相手に対する礼儀でもあります。また清潔感は信頼感にもつながるため、信頼関係を築く上では特に大切な要素です。

また、きちんと洗濯や手入れがされて清潔な服であっても、見た目がだらしない印象を与える服装・着こなし（ズボンやスカートのはき方）・見た目（髪型や爪の長さ等も含む）は「清潔感がない」と判断され、信用や信頼が失われるので注意が必要です。

2 「機能性」

身だしなみは清潔であることに加えて「機能的である」ことも大切です。つまり TPO（時と場所や場合）に応じた服装やふるまいが求められます。加えて安心や安全も大切な要素です。

たとえば厚底の靴は生徒の安全を守る学校の立場から言えば、緊急避難時に危険を伴うものとなります。歩きやすい靴を普段から履く配慮も身だしなみです。

機能的であることは、「身だしなみ」と「おしゃれ」の違いを理解するのにわかりやすい定義であるとも言えます。好きなファッションを自分のために身につける【自分目線】ではなく、相手やその場や目的に合わせた機能性【相手目線】が身だしなみの大切な要素です。

3 「品位（誇り）」

適切な身だしなみには「品位がある」ことも欠かせません。品位とは、見る人が尊敬したくなるような志の高さが、外見や立ち振る舞いに自然と表れていることです。

品位には、相手を尊重する気持ちや、取組み方・生き方に対する誇りが表れます。その誇りは情報生としてのプライドでもあり、そのような気持ちを持つことで、背筋が伸びて自然と品格のある振る舞いができると言えます。各種大会・試合や就職・進学試験では一番求められることです。

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、鹿児島情報高等学校生徒会と称する。
- 第2条 本会は、本校の全生徒をもって組織する。
- 第3条 本会は、自治の精神にのっとり会員相互の協和、教師と生徒との親和により、善美な校風を作り、生徒生活の向上を図り、よき社会人としての資質を養うことを目的とする。
- 第4条 本会に次の機関をおく。
- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 生徒会総会 | (6) 監査委員会 |
| (2) 代議員会 | (7) 専門委員会 |
| (3) 執行委員会 | (8) 各部会 |
| (4) 学級生徒会 | (9) 本部役員会 |
| (5) 選挙管理委員会 | |
- 第5条 本会に学校長の委嘱した顧問をおく。顧問は、本会の運営の指導にあたり、すべての会議に出席することができる。
- 第6条 本会の各会議は、定員の3分の2以上の出席を以て成立し、議決は出席員の過半数を以て成立する。賛否同数の場合は、議長が決する。
- 第7条 会議の議決事項を執行する際は、すべて事前に校長の承認を必要とする。

第2章 組織

第1節 生徒会総会

- 第8条 総会は本会の最高決議機関であって全会員を以て構成する。
- 第9条 総会は、年1回開くことを原則とする。臨時総会は、代議員会で必要と議決したとき開くものとする。
- 第10条 総会は、会長が招集する。招集については、顧問を経て学校長の承認を受け、開催の日から数えて2日前（休日は除く。）までに告示するものとする。
- 第11条 総会は次のことを行う。
- | |
|--------------------|
| (1) 会則の改廃 |
| (2) 予算案と決算の承認 |
| (3) 役員承認 |
| (4) 代議員会で、必要と認めた事項 |
- 第12条 総会の正副議長各1名は、全会員の中から代議員会において選出する。

第2節 代議員会

第13条 代議員会は、各学級から選出された2名の代議員及び本部役員をもって組織する。ただし、本部役員に発言権はあるが、議決権はない。

第14条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関であって、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会則の改廃に関する事
- (2) 予算案、決算の承認に関する事
- (3) 役員の改選に関する事
- (4) 学級生徒会、執行委員会、本部役員会から提出された事項
- (5) 総会に提案する事項
- (6) その他必要な事項

第15条 代議員会は、毎学期1回開くことを原則とし、必要に応じて臨時に開くことができる。会の招集は会長が行う。

第16条 代議員会は、正副議長各1名を互選する。

第3節 執行委員会

第17条 執行委員会は生徒会本部役員、文化部長・副部長、体育部長・副部長をもって構成する。

第18条 執行委員会は次のことを行う。

- (1) 代議員会に提出する議題の作成に関する事。
- (2) 総会及び代議員会の決議事項の実行促進に関する事。
- (3) 各専門委員会及び各部会の計画の実行促進に関する事。

第19条 執行委員会は、毎学期2回開くことを原則とし、必要のある場合は臨時に開く。会の招集は会長が行う。

第20条 執行委員会に次の専門部会をおく。

- (1) 本部役員会
- (2) 専門委員会
- (3) 各部会

第21条 本会役員会は正副会長、書紀、会計及びあとにあげる各専門委員会の委員長をもって構成し、生徒会活動の企画の推進にあたる。

第22条 各部は、同好者によって組織し、部長、副部長をおき、校長から委嘱された顧問の指導の下にそれぞれの活動を行う。

各部の部活動を促進するために文化部及び体育部をおき、各部の部長の互選によって文化部長、副部長及び体育部長、副部長を定める。

第23条 全会員は、顧問の承認があれば原則として各自の希望する部に入ることができる。

第24条 本会の活動を遂行するために必要な専門委員会をおく。

各専門委員会は、各学級から選出された委員をもって構成する。

各専門委員会は、校長から委嘱された顧問の指導を受けて活動する。

第4節 学級生徒会

第25条 学級生徒会は、学級担任教師の指導のもとに、会員相互の協和により善美な級風を作り、学級の風紀、清潔の向上を図り、また必要な学級事務を処理し、必要がある場合は、議題を代議員会に提出することができる。

第26条 学級生徒会は、各学級に次の役員をおく。

(1) 学級委員長 1名

(2) 副委員長 1名

第27条 学級生徒会は、学級担任教師の承認を得て、開くものとする。

第3章 役員と選出

第1節 本部役員

第28条 生徒会には次の本部役員をおく。

会 長 1名 副 会 長 2名

体育委員長 1名 保健委員長 1名

文化委員長 1名 生活委員長 1名

学習委員長 1名

また、他に必要に応じ、副を1人おくことができるものとする。

第29条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、会長の任務を代行する。

書紀は諸会議の記録、書類保管及び会議の場合の出席点検をなす。

会計は、本会の収支及び財産計理の事務を司る。

各専門部の委員長は、関係の委員会と連絡をとり、関係活動の推進にあたる。

第30条 役員の選挙は選挙管理委員会が行い、次の方法による。

(1) 正副会長は全会員の直接選挙によって選び、学校長が任命する。任期は10月1日から1年間とする。

(2) 会長は2年生の最多得票者を会長とする。

(3) 副会長は2年生から1名、1年生から1名選出される。副会長の選出は、生徒会役員選挙の2年生次点候補者を副会長とし、1年生は最多得票者を副会長とする。

(4) 各専門部の委員長は全会員の中から選び、学校長が任命する。任期は10月1日から1年間とする。

第2節 学級生徒会

第31条 学級生徒会の役員は、それぞれの学級において選出し、校長が任命する。

第3節 選挙管理委員会

第32条 選挙管理委員は各学級において選出する。

第33条 選挙管理委員会は互選により次の役員をおく。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

第4節 監査委員会

第34条

(1) 監査委員は代議委員会の2年生または1年生の中から3名を選出し、代議委員会がこれを委嘱承認し、学校長が任命する。

(2) 任期は10月1日から1年間とする。再選を妨げない。

第35条 監査委員長は3名の監査委員の互選によるものとする。

第36条 監査委員会は次のことを行う。

(1) 本会の各機関の議決運営が会則に合致しているかどうかを審査する。

(2) 各機関の会計監査を行い、総会に報告する。

第4章 会計及び監査

第37条 本会員は、定められた会費を納入する。

第38条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

第39条 本会の費用の支払いは、部の顧問、生徒会顧問、教頭並びに校長の検印を経て、会計顧問によって行われる。

第40条 予算案は、代議員会及び生徒会総会の議決を経て成立するものとする。

第41条 監査委員会は本会の会計及び備品の保管状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

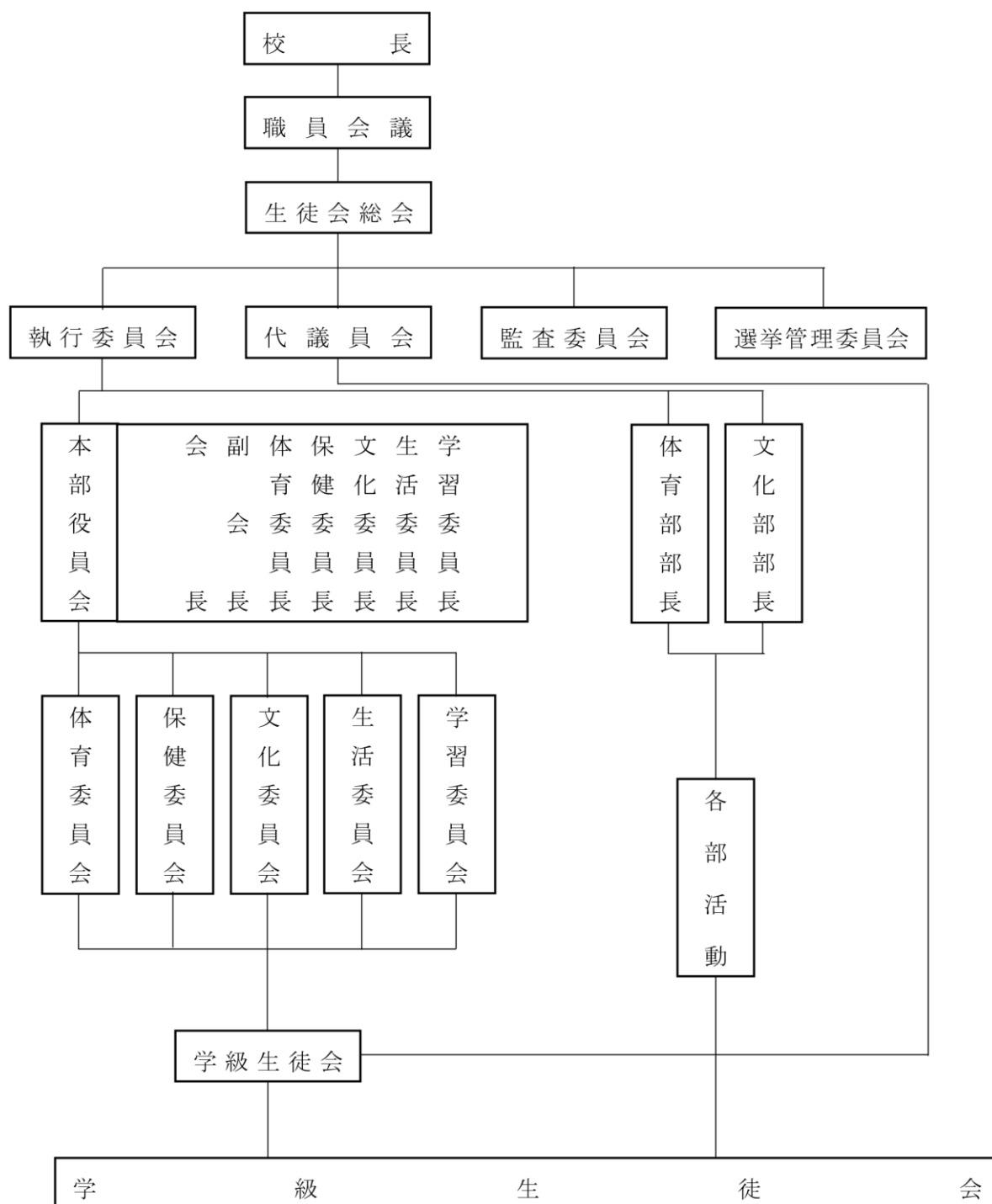
第5章 会則の改正

第42条 本会則の改正は、執行委員会が発議し、代議員会の議決を経て、総会において3分の2以上の賛成により決定される。

第6章 付則

第43条 本会則は、令和3年4月1日から実施する。

生徒会組織図



自転車通学許可規程

第1条 趣旨

自転車通学による安全を期するために許可制としこの規定を設けるので自覚を持って遵守し、所期の目的が達成されるようにする。

第2条 申請

- (1) 自宅から学校までの距離が原則2km以上のものに限り申請することができる。
- (2) 許可の申請は所定の用紙に要項を記入し保護者との連署をもってする。

第3条 許可

下記の条件を具備しているものについて許可する。

- (1) ハンドルは安定した運転のできるものとする。
- (2) サドルは身長にふさわしく安定した高さのものとする。(腰を下したまま両足が地面につく程度。)
- (3) 盗難防止のための鍵を2つ以上取り付けていること。また防犯登録されていること。
- (4) 鞆を乗せるための装置をしていること。(かごを取りつけるか、結わえるためのひもを装置する。)
- (5) 通学に適した自転車であること。(折りたたみ自転車、ロードバイク、マウンテンバイク等は禁止)

第4条 遵守

- (1) 許可証として学校から交付されたステッカーを自転車の所定位置に必ず貼付する。
- (2) 並進や二人乗りを絶対にしない。
- (3) 運転中のスマートフォン、携帯電話、ヘッドフォン等の使用禁止。
- (4) 雨天時にはレインコートやカッパを着用し、傘さし運転禁止。
- (5) スピードの出し過ぎ、無謀な追い越し、片手運転等、不注意無謀な運転をしない。
- (6) 車体の安全点検を適時に行い特にブレーキ、タイヤ、チェーン等の損傷等は直ちに修理する。
- (7) 乗車時は、安全基準適合表示のあるヘルメットを着用義務とし、あご紐をきちんとつける。
- (8) その他、道路交通法（自転車交通ルール）を遵守し、特に自転車安全利用五則を徹底する。

第5条 駐輪

- (1) 学校指定の駐輪場につめて順序よく整然と駐車し、無造作に放置して他の使用者に迷惑をかけない。
- (2) 登校時に公共、商業施設や私有地への駐輪禁止。

第6条 許可の取り消し

上記の諸条項を守らず、使用の秩序を乱した場合は許可を取り消すことがある。

第7条 付則

この規程は令和4年11月22日から実施する。

特定小型原動付自転車規程

第1条 趣旨

令和5年7月1日より、道路交通法の改正に伴い特定原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが、16歳以上であれば高校生でも免許なしで乗ることができるようになった。

第2条 本校では、以下の理由により、平日、土・日・祝日・長期休業中も含めて、電動キックボードを登下校で使用することを禁止とする。

- (1) 通学手段として使用する必要性が無いこと
- (2) カバンを背負った状態、または肩にかけた状態での操作性が自転車と比較してかなり劣り危険であること
- (3) 歩道通行時の歩行者や自転車に対する危険性、車道通行時の危険性があり、加害事故を起こした場合の賠償責任の所在が不明確であること
- (4) 自賠責保険への加入義務やナンバープレートの取得などの費用が増え、家計に新たな負担をかけてしまうこと
- (5) 学校に電動キックボードを駐車するスペースがなく、高価な商品であることから盗難の危険性があること

第3条 付則

この規程は令和5年10月2日から実施する。

アルバイト許可規程

第1条 趣旨

アルバイトは学業や部活動、学校行事を優先することを前提に保護者が承諾したうえで保護者の監督と責任のもと行うものとする。

第2条 遵守

- (1) 風俗営業や夜間、危険性のある業種あるいは作業場、アルコールを提供するなど、高校生が働く場としてふさわしくない場所、また、法律及び社会規範に反する行為や場所のアルバイトは厳禁とする。
- (2) 勤務時間は労働基準法第61条に則り、朝5時～21時の間で1日8時間以内とし、週40時間以内の勤務時間となるようにする。
- (3) アルバイトは許可制とする。生徒は常に許可証を携帯し、提示を求められたら提示しなければならない。
- (4) 校内外での問題行動等は指導・処罰される。

第3条 付則

この規程は、令和4年12月6日から実施する。

携帯電話等・情報通信機器利用規程

第1条 趣旨

この規程は、携帯電話等・情報通信機器（携帯・タブレット・パソコン等）の使用及び管理の適正を期すために必要な事項を定めるものとする。

第2条 使用目的

- (1) 登下校における災害時等の緊急連絡
- (2) 授業における学習への活用

第3条 手続き

契約内容を確認したら、保護者連名で署名、押印し、誓約書を担任に提出する。

第4条 生徒の義務

下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 学校の指示に従い、目的外の使用はしない。
 - (2) スクールバスや公共交通機関を利用する際は、乗車マナーを厳守する。
 - (3) 携帯電話は、校内では電源を切り、無断で使用しない。（マナーモード不可）
 - (4) 校内での充電はしない。（盗電のため特別指導の対象）
 - (5) 登下校など、校外でも移動しながらの通話・メール等は一切しない。
 - (6) 校内でのカメラ機能使用については、許可を得ること。
 - (7) 他の生徒に携帯電話・タブレットの貸与や譲渡をしない。
 - (8) 有害サイトへのアクセス・他人を誹謗中傷するような行為（掲示板への書き込み等）は、一切しない。
 - (9) 検査を求められた際は、情報開示の要請に従う。（履歴・データ等の確認の為）。
 - (10) 学校外でも一般の使用マナーを遵守し、社会通念を逸脱するような使用のしかたをしない。
 - (11) SNS 等への投稿で、個人又は学校が信頼及び名誉を損なうようなことはしない。
- また、違反した場合、退学等や法的手段も含めた厳正な処置に従う。

第5条 指導

携帯電話等・情報通信機器利用規程に違反した場合、下記の指導を行う。

- (1) 携帯電話等・情報通信機器利用規程に違反した場合、生活指導を行う。
携帯電話は1週間学校で預かる。
- (2) 学校での充電、定期考査などの試験中のカンニング、掲示板などに他人を誹謗中傷するような書き込みをした場合、保護者召喚のうえ、3週間学校預かりとし、特別指導を行う。場合によっては、携帯電話校内持込を取り消すこともある。
- (3) その他の場合…職員会議で審議する。

第6条 預かり

預ける際は、本人がキーロックをした状態で電源を切り預ける。なお、預かり期間中に起こりうる下記の事項には一切応じない。

（１）預かり期間中の基本料等の払い戻し。

（２）預かったことを起因とした故障やメモリの消失。

第7条 付則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。